第1 目的

この要領は、市が発注する工事等(工事、測量等、その他の業務の請負、及び物品・備品購入で以下、工事等という。)の入札について、入札談合に関する情報があった場合の対応について定める。

第2 対応方法

1 情報の確認、調書の作成

談合に関する情報を把握した場合は、直ちに田村市競争入札参加者資格審査委員会(以下「委員会」という。)の事務局へ当該情報の提供者の身元、氏名を確認の上、談合情報報告書(第1号様式)により報告するものとする。

情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請するものとする。

2 調査基準及び対応

- (1) 通報者が匿名で、工事名程度の情報で具体的な入札案件でない場合は、調査を行わない。
- (2) 通報者が匿名で、工事名や応札者など具体的な内容である場合、もしくは同一の工事等に対し複数の情報が寄せられた場合は、委員会を招集し、第3以下の手続によることが適切であるか否かについて審議するものとする。なお、第3以下の手続きに進む目安として、提供情報に以下の事項のいずれかを含む場合とする。
 - ア 落札事業者
 - イ 落札金額
 - ウ 談合に関与した業者
 - エ 談合が行われた日時、場所
 - オ その他談合に参加した当事者以外に知りえない事項
- (3) 通報者が実名で、工事名、応札者が具体的な内容である場合、委員会を招集せずに、第 3の具体的な対応を行うこととする。

3 公正取引委員会への報告

- (1) 第3の具体的な対応をすることとした情報について、第3の手続終了後、公正取引委員会 へ通知するものとする。
- (2) 具体的な対応をしない情報についても、公正取引委員会に情報提供するものとする。

4 警察署への通報

談合の事実が認められる場合には、所轄の警察署に対して必要な書類を添えて通報する。

5 報道機関等の対応

談合情報を把握した以降において、報道機関等から入札執行に対する市の対応及び入札結果等について説明を求められた場合には、原則として事務局が対応するものとするが、必要であれば、委員会の長が指名した者が対応するものとする。

第3 具体的な対応

談合情報については、次のとおり対応するものとする。

- 1 競争入札執行前に談合情報を入手した場合
 - (1) 事情聴取
 - ア 談合情報を入手した工事等の一般競争入札における入札参加者全員又は指名競争入札 における指名した業者(以下「入札参加者」という。)の全員に対して事情聴取を行う ものとする。
 - イ 事情聴取は、入札執行前に行うものとする。ただし、入札執行前までに事情聴取及び 聴取結果を踏まえた情報整理が困難と認められるときは、当該入札の開始時刻又は入札 日を繰り下げるものとする。
 - ウ 事情聴取を行ったときは、事情聴取書(第2号様式)を作成するものとする。なお、 談合情報の内容に応じて、質問内容を変更するものとする。
 - (2) 事情聴取の結果、談合の事実が認められる場合の対応 当該入札の執行を中止する。
 - (3) 事情聴取の結果、談合の事実が認められない場合の対応
 - ア 当該入札参加者から誓約書(第3号様式)を提出させる。
 - イ 内訳書の提示を求めることとしていない入札について 内訳書の提示を要請する場合 で、当該入札日に提示が困難と認められるときは、当該入札の開始時刻又は入札日を繰り 下げることにより対応するものとする。
 - (4) 公正取引委員会への対応状況の報告

談合情報についての対応が終了したときは、速やかに談合情報通知書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて公正取引委員会へ通知するものとする。

- 2 競争入札執行後に談合情報を入手した場合
 - (1) 契約締結以前の場合
 - ア 事情聴取

談合情報による入札の入札参加者全員に対し、速やかに事情聴取を行い、事情聴取書を 作成するものとする。

- イ 事情聴取の結果、談合の事実が認められる場合の対応 当該入札を無効とする。
- ウ 事情聴取の結果、談合の事実が認められない場合の対応 当該入札参加者から誓約書を提出させたうえ、落札者と契約締結するものとする。
- エ 公正取引委員会への対応状況の報告 第3の1の(4)と同様とする。
- (2) 契約締結後の場合

ア 事情聴取

談合情報による入札の入札参加者全員に対し、速やかに事情聴取を行い、事情聴取書を 作成するものとする。

- イ 事情聴取の結果、談合の事実が認められる場合の対応 当該工事等の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを判断するものとする。
- ウ 事情聴取の結果、談合の事実が認められない場合の対応 当該入札参加者から誓約書を提出させるものとする。
- エ 公正取引委員会への対応状況の報告 第3の1の(4)と同様とする。

第4 個別手続の手順等

- 1 事情聴取の方法
 - (1) 事情聴取は、委員会事務局の職員により行うものとする。
 - (2) 事情聴取は、代表者又は権限のある役員(以下「代表者等」という。)に対し行うものとする。ただし、代表者等が、やむを得ない事情等により来所できない場合には、当該代者等から委任を受けたそれらに準じる従業員等に対し事情聴取できるものとし、その際には、代表者等からの委任状を提出させるものとする。
 - (3) 事情聴取は、あらかじめ事情聴取項目を示した上、1者ずつ個別に行うものとする。事情 聴取項目は、おおむね次のとおりとする。
 - ア 当該入札に先立ち、落札者が決定している事実があるか否か。
 - イ 当該入札について、他の業者のものと何らかの打合せ又は話合いをした事実があるか 否か。
 - ウ 他の業者のものと何らかの打合せ又は話合いをした事実がある場合、その内容。
- 2 誓約書の提出
 - 第3の1の(3)アによる誓約書の取扱いについて、入札予定者に対し説明するものとする。
- 3 談合情報が入札日当日に寄せられた場合の対応

第2の2の調査基準及び対応に合致する談合情報が入札日当日に寄せられた場合は、当該入札の開始日時を繰り下げ、その後の対応は第3の1を基本とする。

4 その他

この要領に定めるもののほか、談合情報の対応に関して必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要領は、令和3年10月1日から施行する。

談合情報報告書

年 月 日

情報を受けた日時	年 月 日() 時 分
工事等名	
工事等担当課	
入札(予定)日	1 入 札 年 月 日() 時分
	2 会 場
桂 扣 相 /# 耂	1 報道機関 (役職・氏名等)
情報提供者	2 その他
≖ ሎ	1 受信者名
受信等	2 手 段 ・電話 ・書面 ・面接 ・報道 ・電子メール
情 報 内 容	
応答の概要	
そ の 他	

事情聴取書

エ	-	事	等	È	名												
業		者	*		名												
事	情 聴	取る	ど 受	けた	者												
+	事 情 聴 取	#	H . 7	者	職	•	氏	名									
李 		伯	職	•	氏	名											
事	情	聴	取	日	時				年	月	日	()	탡	Ê	分	
事	情	聴	取	場	所												

質問	聴 取 内 容
1 本件の入札に先立ち、すでに 落札業者が決定している(た) との情報がありますが、そのよ うな事実がありますか。	
2 本件について、他の業者の者 と何らかの打合せ、又は話合い をしたことがありますか。	
3 あったとすれば、どの様な内 容の打合せ、又は話合いでした か。	

誓 約 書

年 月 日

田村市長様

今般の の入札に際し、法令等に抵触する行為は行っていないことを誓 約するとともに、今後も法令等を遵守することを誓約いたします。

なお、この入札に関し提出した誓約書等一切の書類の写しが、公正取引委員会及び警察へ送付されることに異議はありません。

記

工事番号及び工事等名

第4号様式(第3の1の(4)関係)

第 号 年 月 日

公正取引委員会事務総局東北事務所長 様

田村市長

入札に関する談合情報について(通知)

このことについて、本市発注の下記の入札に関する談合情報について、下記資料を添えて通知します。

記

- 1 案件概要
 - (1) 工事番号
 - (2) 工事等名
 - (3) 発注種別
- 2 送付書類
 - (1) 談合情報報告書(写)
 - (2) 事情聴取書(写)
 - (3) 誓約書(写)
 - (4) 入札結果報告書等関係書類(写)
- 3 経 過

※注意事項

要領第2の4の(2)により具体的な対応をしない情報について公正取引委員会に報告する場合は、送付書類の(2)、(3)については二重線で抹消すること。